

有料職業紹介事業許可有効期間の更新申請

*提出様式（個人用）

		提出部数	
		原本	比
①	有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）[第1面～第2面]	1	2
②	有料職業紹介事業計画書（様式第2号）*複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成	1	2
③	取扱職種範囲等届出書（様式第6号） <u>（若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの求人を取り扱わない旨の範囲限定にご協力ください。）</u>	1	2

*添付書類

①	所得税の納税申告書の写し（税務署の受付印のあるものに限る）		2
②	所得税の納税証明書（その2所得金額） ・ 青色申告の場合（簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く）は、納税期における所得税法施行規則第65条第1項第1号の貸借対照表及び損益計算書（所得税青色申告決算書（一般用））の写し（税務署の受付印のあるもの） ・ 白色申告書または青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、有料職業紹介事業計画書（様式第2号）の「資産等の状況」の「資産欄」に記載された土地・建物に係る不動産の登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書	1	1
	預金残高証明書 ・ 複数の金融機関の場合、同日付のもの ・ 負債がある場合には、借入金残高証明書等を添付		
	不動産の登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書 ・ 不動産を資産に入れる場合に添付		
③	職業紹介責任者講習会受講証明書（許可有効期間更新時において5年を経過していないこと） ・ 事業所ごとに選任されている責任者の受講証明書のコピー		2
④	個人情報適正管理規程		2

*添付書類の追加（職業安定法の改正（平成29年4月1日施行）により欠格事由が追加されたことに伴う必要書類です。）

①	申請者の住民票（個人番号の記載がなく、本籍地の記載のあるもの）	1	1
②	職業紹介責任者の住民票（個人番号の記載がなく、本籍地の記載のあるもの）	1	1

注：「添付書類の追加」に挙げる①②について、申請者、職業紹介責任者の変更等により平成29年4月1日以降に変更届の添付書類として住民票（個人番号の記載がなく、本籍地の記載のあるもの）を提出されている方は不要です。

※上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

手数料 ◎収入印紙 1万8千円×職業紹介事業を行う事業所数

申請書に貼らずにお持ちください。

許可内容に変更がある場合には、更新申請前に変更届を提出する必要があります。